

平成29年7月11日作成

独立行政法人日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

学校法人 川島学園
鹿児島実業高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数（9人）の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（1）推薦者の選考対象

生計を維持する者が、以下の①～③のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）。

- ①市区町村住民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）。
- ②生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）。
- ③以下（※）の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた、又はしていることが見込まれること）。

（※）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた、又はしていることが見込まれる）生徒等をいう。

- ア) 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- イ) 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ウ) 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- エ) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- オ) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- カ) 里親（同法第6条の4に規定する者）

（2）人物について

以下の全てに該当すること。

- ①進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある。
- ②校則を遵守し、鹿児島実業高等学校の生徒として模範的な学校生活を送っている。

(3) 健康について

以下のいずれかに該当すること。

- ①定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ②心身に障害や疾患のある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

(4) 学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等(※)は③に該当すること）。

- ①以下のいずれかに該当する。

ア：2学年修了時点での評定平均値が4.0以上である。

イ：上記に準じる学習成績を収め、進学先での学修に対する意欲が認められる。

- ②ア～イのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、i か ii のいずれかに該当する。

ア：課外活動（部活動含む）、生徒会活動、ボランティア・地域活動等への積極的な参加が認められる。

イ：資格・検定試験等への積極的な取り組みが認められる。

i：2学年修了時点での評定平均値が3.5以上である。

ii：上記に準じる学習成績を収め、進学先での学修に対する意欲が認められる。

- ③以下のいずれかに該当する

ア：評定平均値3.5以上の教科又は科目が1つ以上ある。

イ：進学先での学修に対する意欲が認められる。

(5) 選考方法

- ①選考委員会（以下「委員会」という。）は指導監、教頭、教務部長、各科長、各学年部長、奨学金係と、給付型奨学金を希望する生徒（以下「希望生徒」という。）の担任で構成する。

- ②希望生徒に機構が定める書類提出期限の3週間前までに、申込書一式と、「進学後の目標、将来の夢」を題名とした600字程度の作文を提出させる。合わせて担任が作成をした1、2学年修了時の調査書を参考資料として用いる。

- ③委員会は機構の定める提出期限1週間前までに推薦する希望生徒を選考する。

- ④選考結果は担任を通じて生徒へ通知する。

- ⑤以後は機構の定める手続きに則って、給付型奨学金を申し込む。